

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～平成22年度の保険料について～

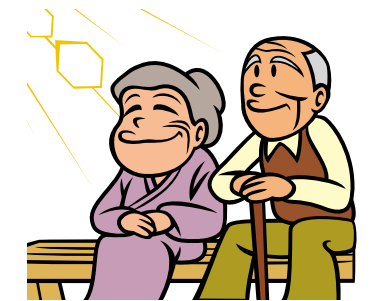
後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率を決めており、平成22・23年度は新しい保険料率になります。

### 平成22・23年度の保険料率

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} \\ \hline 44,192 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline (\text{所得} - 33 \text{万円} \times 10.28\%) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline (100 \text{円未満切り捨て}) \\ \hline \end{array}$$

平成22年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします

1年間の保険料の上限額は50万円です。  
年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。



保険料の支払方法を、口座振替に変更できます

口座振替への変更をご希望される方は、役場後期高齢者医療制度担当窓口へお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの】  
本人の保険証、預金通帳、お届け印

### 所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

### 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。市町村国保や国民健康保険組合は除きます。

均等割	9割軽減(年額4,400円)	所得割	かかりません
-----	----------------	-----	--------

### 保険料の減免

災害等で重大な損害を受けたときや失業その他特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については、保険料が減免となる場合があります

詳しくは、役場後期高齢者医療制度担当窓口へお問い合わせください。

### 年間保険料額の例(年金収入のみの例)

例として掲載したもので、世帯区分や年金以外の所得などにより、実際の年間保険料額は異なります。

#### 単身世帯(世帯主)の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成22年度年間保険料
80万円	9割		4,400円
153万円	8.5割		6,600円
168万円	8.5割	5割	14,300円
180万円	2割	5割	49,200円
211万円		5割	74,000円
250万円			143,900円

#### 夫婦2人世帯(2人とも加入者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成22年度年間保険料
80万円	夫	9割		4,400円
	妻	9割		4,400円
153万円	夫	8.5割		6,600円
	妻	8.5割		6,600円
168万円	夫	8.5割	5割	14,300円
	妻	8.5割		6,600円
180万円	夫	5割	5割	35,900円
	妻	5割		22,000円
211万円	夫	2割	5割	65,100円
	妻	2割		35,300円
250万円	夫			143,900円
	妻			44,100円



## お問い合わせ先

#### 北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
☎ 011-290-5601

#### 津別町役場保健福祉課

後期高齢者医療担当 6番窓口  
☎ 0152-76-2151(内線228・229)

### 保険料の軽減

#### 均等割の軽減(年額)

軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。  
加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減前(年額)	軽減後(年額)
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	44,192円	4,400円
33万円	8.5割軽減	44,192円	6,628円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) 単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	44,192円	22,096円
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	44,192円	35,353円

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$\begin{array}{|c|} \hline 168 \text{万円} \\ \hline (\text{年金収入}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 120 \text{万円} \\ \hline (\text{公的年金等控除額}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline 15 \text{万円} \\ \hline (\text{特別控除額}) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 33 \text{万円} \\ \hline (\text{軽減判定の所得}) \\ \hline \end{array} \rightarrow \begin{array}{|c|} \hline 8.5 \text{割軽減} \\ \hline \end{array}$$

65歳以上の方の公的年金に係わる所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。